

## 第3回徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会議事概要

1 日 時 令和2年10月16日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 徳島県庁4階 402会議室

3 参加者

委員5名，消費者政策課くらし安全担当室長ほか

4 議事概要

（1）徳島県犯罪被害者等支援条例案について

<事務局より資料に基づき説明>

○第1章 総則について

### 【委員】

第五条，六条の県民，事業者の責務に再被害への配慮を記載してほしい。事業者に再被害が起こらないよう指導は必要で，近所の人でも同様に再被害の恐れがある情報は言ってはいけない。

### 【事務局】

二次被害については積極的に配慮するよう記載している。再被害については，再被害が発生すると意識せずに発生する場合もあり，それを責務としていいのかという懸念もある。

### 【委員】

徳島県では，平成18年にDV被害者が再被害により殺害された事件があり，この事件では探偵が被害者の住所の情報提供を行っていた。こういった事件があったことから徳島県は事業者にも高いモラルが求められる。

### 【事務局】

基本的には二次被害と再被害はセットで記載しているが，責務については記載しがたい。まず，再被害を認識してほしいということで，第十七条の「県民の理解の増進等」の条文に記載している。

### 【委員】

認識をもちなさいというだけでなく，事件があったのだから責務に記載してほしい。

**【会長】**

再被害の防止については意識していかなければならない。

**【委員】**

国の犯罪被害者等基本計画にも防止していくという記載があり、防止に向けて取り組んでいく必要がある。他県では、このような事件はないので認識が違う。

**【委員】**

再被害について議論に出てくる趣旨を理解してほしい。

**【委員】**

推進計画について、「県民等の意見を聴く」との記載があるが、どういう意味か。また、計画を検証する委員会等は設置するのか。

**【事務局】**

「県民等の意見を聴く」はパブリックコメント等を考えている。また、計画については事業を推進していく体制を設けようと考えており、そのなかで計画の検証も行っていきたいと考えている。

**【委員】**

第八条の総合的な支援体制の整備について、具体的なイメージはどのようなものか。

**【事務局】**

市町村や各団体など個々の役割について、コーディネートできる人ができればいいと考えているが、どういう形でそれを実現していくのかは今後の話となる。それぞれの機関の皆様の専門的な役割について、どうやってつなげていくか、それを計画の中でどのように入れていくか検討したい。

**【委員】**

支援の情報を整理していただき、各機関が情報連携していけるようにしてほしい。

**【事務局】**

条例策定を機会にとらえ、今後どうしていくかについては、各機関にも御協力いただければと思う。

**【委員】**

県が支援の要になると言ってもらえるのはありがたい。先進的に自治体が携わっているのは横浜市なので参考にしてほしい。

**【会長】**

県だから出来ることがある。例えば、スクールカウンセラーの名簿をもっているのは県だけ。公がもっている情報を個人情報に配慮しながら共有出来るのであればいい。被害者支援センターなどの支援機関を上手く利用していけばいい。

**【委員】**

地道なことをやっていくことが、後に表に出てくることとなる。また、先進的なことをやっていることもいいことなので推進してほしい。

**【会長】**

危機的状況のときに、その体制がどう動くかに関わってくると思うのでしっかりやってほしい。

**【委員】**

横連携については、組織が大きすぎて東京など都市部には出来ない。支援は横のつながりが大事となる。

**【委員】**

推進計画の進捗状況については公表していくのか。

**【事務局】**

検証する会をつくっていく中で結果をどうしていくかという話も出てくると思う。その中で結果をどのようなかたちで出していくかは考えることだが、県の方針として検証した結果は公表することとなっている。詳しくは、今後の会の中で決めていく。

○第2章 基本的施策

**【委員】**

第十七条第2項の教育の充実については、教育委員会とどのような連携を考えているか。また第十九条については、「活動の促進」を「支援」としてほしい。

**【事務局】**

基本的施策については、県の中で関係ある所属と話し合っていくこととなるが、教育については人権教育の中で行っていくことと考えている。また、庁内でも理解を深めるための研修等行っていきたい。第十九条については、検討させていただく。

**【委員】**

被害者支援についての教育でいじめが減ったという研究もある。いじめ対策の枠の中で被害者教育も行ってほしい。

**【事務局】**

人権教育の所属の中にいじめ対策室があるので協議していきたい。

**【委員】**

命の大切さを学ぶ教育は、学校側が多忙のため応募してくれないので、条例によって根拠ができるので、教育委員会には力を入れて行ってほしい。

**【委員】**

県に支援条例が出来るが、被害者は市町村には行くが、県に対してアクションをすることは無い。県に犯罪被害者支援室があるのかも分からない。担当の名刺にも書かれていない。今の段階では、県の受付に来てもたらい回しになるのではないかと。そういうのを組織として、窓口を明確にしてほしい。第十一条の情報の提供についてもどこに行けばいいのかが明確にしてほしい。

被害者の経験を受け取ってもらうところはあるのか。支援項目は県などが実施するものとなっているが、被害者からの情報を入れてもらうシステムがない。被害者が意見したとき、結果こうなっているという仕組みがあれば良い。

**【会長】**

支援を行う側の条例となっているので、中長期的には被害者の意見も受け取ってもらう窓口があれば良いという意見。

**【事務局】**

条例のなかとは別の話だが、どこに相談したらいいか分からないということ、窓口を明確にまとめたものがないという現状となっているが、これらを見てすぐ分かるようなものは、アイデア、御意見いただきながら検討していきたい。県の窓口については一階の受付に働きかけ、どこかわかるよう、できるところからはじめていきたい。

また、支援があることを知らない方もいるので、広報できるものをつくって来ていければと考えている。

**【委員】**

支援についても、核となるところがないと分からない。

**【委員】**

基本はワンストップサービスが望ましい。被害者には県警，県，検察，センターと関係機関が多岐にわたるので，情報の中心として，司令塔的役割としてコーディネーターが必要。だからこそ，被害者情報の管理が必要となる。

**【委員】**

関係機関ごとに同じ説明を何度もすることになるので，情報共有できるネットワークが構築できればいい。最初から最後まで関わるということは県にしかできない。

**【事務局】**

ワンストップ化が出来ればいいと考えてはいる。関係機関の取組について，つなげていくことをどういう形にするか検討したい。

二次被害が発生しないよう繋ぐことが必要なので，整理してどうやっていくか検討が必要。行政の窓口が二次被害について認識していくことも研修等で行っていかなければならないと思う。

○その他

**【委員】**

損害賠償の請求についての援助，緊急支援の実施，県内に住所を有しない者への支援といった弁護士会が意見書として出した条項についてはどうなったか。緊急支援についてはきちんとした体制が必要。

多数被害があったとき，傍聴席をどうするか，付添いをどうするかといったことについて，条例に記載しなくても出来るかもしれないが，根拠があるのとないのでは組織の動きが違ってくる。

**【事務局】**

徳島県犯罪被害者支援連絡協議会で横の繋がりを作ってきている。そういったところで行っていく必要がある。どのようなかたちで行っていくかは，条例ではなく実状に応じて行っていく。

**【委員】**

条例に記載されれば，やらなければならない根拠となる。そうすると連携体制をつくらなければならないなくなる。

**【委員】**

多数被害があった事例では、付添い支援や家事の支援など中長期にわたる支援が多かった。被害者支援センターは要請がないと動けないので、そういったときの規定は必要。

**【事務局】**

緊急支援については推進計画に記載してはどうか。こういった被害はケースによって動きやすくする方がいいと思うが、条文上にあることで成立に向けて動きやすくなるというのは分かるが、新しい要素を入れたりするのは、計画というかたちの方が動きやすいと考えている。

**【委員】**

支援体制を整えるという理念を条文に書かないと作れない。

**【会長】**

例えば、学校保健安全法で危機管理のマニュアルを作るように書かれている。法律で義務と記載されている事例もある。

**【委員】**

条文化することで県民の安心感につながる。

**【事務局】**

緊急支援については、県民へのメッセージとして条文化したらどうかという受け止めでいいのか。このことについては、条文化するなら県以外の関係する団体との調整も必要で、頭ごなしに条文化すると上手くいなくなる場合もある。

**【委員】**

条例は県の方向性を示すということで条文化してほしい。検討委員会では、こういう意見が出たということ認識してほしい。

**【委員】**

項目として入れてはほしいが、これを目標として考えてほしい。

**【委員】**

全国に誇れる条例としてほしい。

**【会長】**

条文として根拠があることに意味がある。特に緊急支援については、他の条文と違うものとして特別視している。

検討委員会としては、条例案に関して「損害賠償請求についての援助等」「緊急支援の実施」「県内に住所を有しない者への支援」に関する条文化を希望することを付帯決議とする。